



戦略的CSR

Regional Co-Creation

お客さまとともに
地域の元気を創造する



地域経済のために

当行は、これまで実践してきたCSR活動を深化させることで地域の活力を高め、持続可能な地域社会をお客さまと共創する活動を推進してまいります。

古民家再生事業への資金供給

美濃市に現存する築約100年の古民家をリノベーションし、新たな観光需要の創出をはかる「みのまちや株式会社」に対し、当行と、東海地域中核産業支援投資事業有限責任組合、地域創生ソリューションの3者が協調して、シニアローン、メザニンファイナンス、社債引受による資金支援を実施しました。

本件は、「和紙とうだつのまち」である美濃市において、ユネスコ世界無形文化遺産である美濃和紙等の観光資源を活用し、美濃市が保有する築約100年の紙商の旧邸宅を和紙のショールームおよび宿泊施設としてリノベーションすることで、美濃市における新たな滞在

型、体験型観光の需要創出を目的とする取組みであり、十六銀行、東海地域中核支援投資事業責任組合および地域創生ソリューションの3者が協調して資金面からサポートするものです。

本件は日本の伝統工芸品の保護のみならず、美濃市や岐阜県という地方都市を全国に周知させることで新たな観光需要の創出をはかるもので、国が掲げる『日本再興戦略』の達成に大きく寄与するものと捉えて、今後も同様の取組みを通じて地方創生へ貢献してまいります。

●本件スキーム図



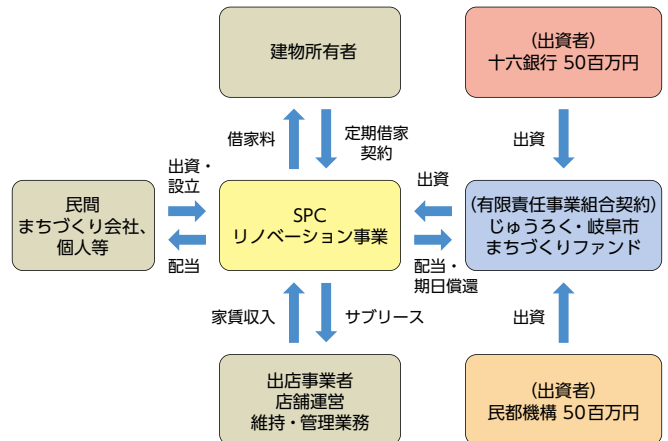
じゅうろく・岐阜市まちづくりファンドの組成

2019年3月、岐阜市中心市街地のにぎわいの創出を目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構(以下、「民都機構」との共同出資によりマネジメント型まちづくりファンド「じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド」有限責任事業組合を組成いたしました。

地域金融機関として、岐阜駅から川原町にいたる、「岐阜市中心市街地」の遊休不動産に対して出融資によるリスクマネーを提供することでリノベーション投資を活性化させ、地域の「まちづくりプレイヤー」による小規模かつ多様性に富んだ投資を呼び込み、対象施設を起点として観光誘客や交流人口の増加を促し、「点」としての投資効果のみならず周辺エリアに波及する「面」としての効果(価値向上)をはかるものです。

本ファンドにより対象エリア全体の価値向上をはかり、

更なる投資(=創業)を呼び込むといった好循環を創出することによって、中長期的なにぎわいの創出、ひいては岐阜市中心市街地の「まちづくり」に貢献していきます。



「清流の国ぎふ 物産フェア&観光セミナー」 「杉原千畝展&リトアニアミニ物産展」の開催

2019年1月、当行は、岐阜県と東京海上日動火災保険株式会社(以下、東京海上日動)と協働し「清流の国ぎふ 物産フェア&観光セミナー」を東京海上日動本店ビル(東京・丸の内)で開催しました。

本イベントは、NHK連続ドラマ「半分、青い。」で注目を集める東美濃をテーマに、「東美濃観光セミナー」および「岐阜物産フェア」と「東美濃の地酒と美濃焼の器を堪能する会」を開催。多くの方に岐阜の魅力を紹介しました。

また、岐阜県はリトアニア共和国と交流を深めていることから、「杉原千畝展&リトアニアミニ物産展」を岐阜商工会議所と協働で開催。

リトアニアのゲディミナス・バルブオリス駐日大使も見学されました。今後も当行は、岐阜県魅力を発信し、地域の活性化に貢献してまいります。



「『ぎふブランド』首都圏発信プロジェクト商談会」の開催

地域金融機関の地方創生への関わりがますます重要となるなか、地域産業活性化の一つの手段として、2018年9月より、岐阜県内の事業者さまと首都圏の有名バイヤー企業さまとの商談の場を提供する「『ぎふブランド』首都圏発信プロジェクト商談会」を開催しました。

この取組みは首都圏での「ぎふブランド」の展開をはかる岐阜県から事業の委託を受け実施、県の認定商品である「飛騨・美濃すぐれもの」をはじめとした、岐阜が誇る地域産品等を、当行が強みを持つ「逆見本市型商談会」を通じて、首都圏で事業展開を行う有名企業

に採用していただくことを目指すもので、2018年度は野村不動産(株)や全日空商事(株)、日本航空(株)などの大手企業をバイヤーとした商談会を11回開催し、商談件数は215件と県内事業者さまの首都圏への進出を支援しました。

今後も岐阜県内企業の首都圏への販路拡大を支援してまいります。





「地方銀行フードセレクション2018」の開催

2018年10月、当行を含む地方銀行54行とリックイービジネスソリューション(株)が「地方銀行フードセレクション2018」を開催しました。

こだわりの逸品や地元特産品を取り扱う食品関連事業者さまの全国に向けた販路拡大支援を目的に開催したもので、出展社数は970社、来場者数は13,248名とともに過去最高を記録し大盛況の商談会となりました。

当行から出展した事業者さまは、それぞれ約100社のバイヤーと商談することができ、今後の事業展開に期待が持てる結果となりました。

また、新たな取組みとして、岐阜県内の商工会議所および商工会と連携して、出展社の募集を行い、事業者さまの販路拡大支援を行いました。

今後も、このような取組みにより、地域の食品産業の発展をサポートしていきます。



支店担当者が出展社ブースにて支援

「NOBUNAGA21地域経済活性化セミナー」の開催

2019年3月、ベンチャー企業、起業家の発掘・育成を通じ、地域経済活性化・発展に貢献することを目的として開催しました。

本セミナーでは創業者向け助成金「NOBUNAGAファーストステージ」と新規事業向け「ニュービジネスプラン助成金」の授賞式を開催しました。また、浅野撚糸株式会社 代表取締役社長 浅野雅己氏を講師に迎え、講演を行いました。



ONSEN・ガストロノミーウォーキング in 中津川 蛭川なんじゃもんじゃ祭りへの協力

2019年5月、中津川市蛭川において開催されたONSEN・ガストロノミーウォーキングに協力しました。* 地元名物の食や飲み物を味わいながらウォーキングする約330名の参加者さまに対して、地元の行員ボランティアが主体となり、8つのポイントでの“おもてなし”でイベントを盛り上げました。

今後も地域をより深く理解し、地域の特性を活かした

イベントへの協力を通じて、地方創生に取り組んでいきます。

*本件は、ガストロノミーツーリズムに関する連携協定締結後に企画されたイベントで、当行協力開催の第一弾となります。ガストロノミーツーリズムとは、地域に根ざした食やその背景にある地域の自然・歴史等の魅力に触れることそのものを目的としたツーリズムのことで、欧米を中心に世界各国で実施されています。



●ガストロノミーツーリズムに関する連携協定の概要

締結日	2018年4月20日
協定者	株式会社ANA総合研究所 一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構 株式会社十六銀行、株式会社十六総合研究所
目的	ガストロノミーツーリズムの手法を用いて、互いの資源を有効に活用した協働の取組みを推進することにより、当地域に根ざした食と温泉等地域資源を活用した観光振興及び地域活性化に資すること
連携内容	1. ガストロノミーツーリズムを通じた当地域の観光振興、地域活性化に関する事項 2. ガストロノミーツーリズムを通じた当地域及び温泉など日本文化の情報発信に関する事項 3. ガストロノミーツーリズムを通じた海外から当地域への誘客に関する事項 4. その他、各当事者の協議により必要を認めた事項

十六銀行×キュリオ×H.I.S共同企画 バリアフリーツアー「岐阜県縦断の旅4日間」の開催

2019年5月、地域事業者と大手旅行会社と共同で、ご高齢の方や、車いすや杖を日常的に使用されている方を参加対象としたバリアフリーツアー「岐阜県縦断の旅4日間」を開催しました。岐阜県内の観光地を巡る行程で、参加者さまは(株)キュリオが開発・製造・販売を手掛ける電動車いす「SCOO(スクー)」*に試乗し、SCOOの魅力を感じていただきました。

当行は今後も域内外の観光関連事業者さまと連携

*身体の不自由から自身による移動が困難であったり外出をためらいがちな方々にとって、自転車や車と同じように、気軽に外出を増やすための「のりもの」。年齢や性別、障害の有無を問わず、いまの暮らしにフィットする軽量折りたたみ電動車いす。

し観光振興に取り組むことで、地方創生を推進していきます。



「じゅうろく後見支援預金」の取扱い開始

2018年10月、東海三県の金融機関で初めて後見支援預金の取扱いを開始しました。

後見支援預金とは、後見制度を利用される被後見人さまの財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭について別管理するための預金口座です。家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設・お支払い・ご入金などのすべてのお取引を行うことはできません。家庭裁判所の関与があることにより、被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理ができるため、後見人さま

の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。高齢化社会が進展するなか、「じゅうろく後見支援預金」により地域金融機関として地域の皆さまのニーズにお応えしていきます。

●後見支援預金のイメージ



お客さまの金融リテラシーの向上

当行では、お客さまの資産形成のために、お客さまの金融リテラシー(金融や経済に関する知識・判断力)の向上が重要であると考えています。

2018年7月には、親子で楽しみながら金融クイズなどに挑戦する「キッズフェスタ!」の開催や、2018年11月～12月に開催された全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」岐阜大会を主催するなど、当行は、お客さまの金融リテラシー向上のため、金融教育に力を入れています。



金融クイズ



通帳作成模擬体験



従業員が輝き活躍できる環境づくり

当行は、従業員一人ひとりが充実感を持って働ける環境づくりに努め、従業員とともに成長することで、地域の皆さまから選ばれる銀行になることを目指します。

人材育成の取組み(新入社員研修)

当行では、新入社員を対象にした入行時研修の期間を2017年度より3ヶ月に拡張しました。本研修では、研修所における宿泊型研修と営業部店での実習を組み合わせることで、本部と営業部店が一体となり、業務知識の習得だけではなく、社会人としての基礎力や人間的な成長も含めた新人教育をじっくりと行うことを目的に実施しています。

カリキュラムについては、「接客マナーや電話対応などの社会人としての基礎力」「社会的な要請の高い救命救急講習や認知症の方への対応」「財務など銀行員として身に付けるべき各種知識の習得」など多岐に亘る内容となっています。また、研修所だけではなく、外部機関での体験や講義も実施し、2019年度においてはJICA中部を訪問するなかで、世界的な視野での持続可能な開発目標(SDGs)や企業の社会的責任(CSR)および社会との関わりなどについて熟考する機会を得ました。

「共同生活を伴う研修所での講義」「営業部店での実習」「外部機関での体験」などを通じ、研修終了後に、広い視野を持って積極的に業務に取り組む姿勢の礎作りを行っています。



電話対応研修



救命救急講習



SDGs研修

「おもてなし規格認証『紺認証』」の取得

2019年3月、金融機関としては初めて「おもてなし規格認証」の「紺認証」を取得しました。岐阜県内3店舗で「紺認証」を取得し、その他国内全営業部店が「紅認証」を取得しています。

「おもてなし規格認証」は、2016年8月に経済産業省が創設した認証制度で、サービス産業の活性化と生産性の向上を目的として、従来目に見えないものと捉えられてきたサービスについて、その品質を「見える化」することで、サービス事業者の活性化を促進する仕組みです。規格認証は、最上位から「紫認証」「紺認証」「金認証」「紅認証」の4種類があり、このうち「紺認証」(★★)は、最上位に次ぐ2番目「独自の創意工夫が凝らされたサービス提供者」であることが基準となります。

今後も「おもてなし規格認証『紺認証』」「紅認証」取得を通じ、より一層サービスの質およびお客さま満足度の向上に努めてまいります。



女性活躍に向けた取り組み

～女性が安心して伸びやかに働ける職場を目指して～

女性活躍推進を目的とした「輝けなでしこ☆プロジェクト」の提言を受けて、東海三県の地方銀行で初の設置となった企業内保育施設「じゅうろくスマイルルーム」は、オープンから現在まで多数の行員が利用し、育児と仕事を両立する女性のライフスタイルを支えています。

また、「育児休業制度」や、「育児短時間勤務」、「時間

外勤務の免除」など、女性の多様な働き方に応じて利用できる制度が普及しており、12名の女性拠点長を中心に、いきいきと働く女性をサポートする職場環境が当行全体に浸透しています。

育児と仕事の両立の、その先へ。当行の女性活躍推進に向けた取り組みは、さらなる普及を目指しています。



ワークライフバランスに向けた取り組み

当行では、行員がより一層活躍していくために、銀行全体としてワークライフバランスの推進に取り組んでいます。

男性の育児参加を目的として2017年4月に導入した「配偶者出産休暇」の取得率は92.5%となっております。

また、休暇制度の利用促進や、1週間連続で定時退行を励行する「フレッシュアップウィーク」を毎月実施すること等で、時間外勤務を削減し、行員一人ひとりの余暇の充実や家庭と仕事の両立を進めています。

従業員の状況

(各期末現在)

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
人 員	3,350人	3,344人	3,291人	3,192人	2,987人
平 均 年 齢	39才3か月	39才8か月	40才1か月	40才7か月	41才5か月
平 均 勤 続 年 数	16年3か月	16年8か月	17年1か月	17年8か月	18年6か月
平 均 給 与 月 額	387千円	386千円	387千円	383千円	379千円

(注) 1. 嘱託、臨時職員および海外の現地採用者は、上記人員には含まれておりません。
2. 平均給与月額、期末月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。



社会貢献活動

当行は、地域の伝統を守る活動や、スポーツ振興、芸術・文化を通じて地域活性化に取り組んでいます。これからも多様なアプローチで社会貢献活動を行ってまいります。

地域の祭りへの積極参加

当行は、各地域で開催される様々な「地域の祭り」に積極的に参加しています。

2018年10月～2019年3月においても、岐阜県・愛知県下で開催される「地域の祭り」に自主的に参加し、地域住民の皆さまと伝統を守るとともに、地域活性化に取り組みました。

当日、祭りに参加し盛り上げるほか、その運営に携わるなど多方面において地域の皆さまとの関わりをもつことを大切にしています。

これからも地域の皆さまから必要とされ、お客さまとともに成長し、より多くのお客さまの笑顔を増やしていけるよう継続して取り組んでまいります。



道三まつり／本店営業部・岐阜市内店舗
(総勢160名)



大垣十万石まつり／西濃ブロック
(総勢70名)

卓球部の活躍

～地域の皆さまに愛されるチーム作りを目指して～

当行卓球部は1980年創部以来、皆さまの温かいご支援のもと地道な努力を重ね、日本卓球リーグ実業団連盟に加盟し、女子1部チームとして活躍しています。

2018年6月に開催された「前期日本卓球リーグ」で6年ぶり4回目の優勝、2018年9月に開催された「全日本社会人卓球選手権大会」で松澤茉里奈選手と高橋真梨子選手がダブルスで3位入賞するなど好成績を収めました。

競技活動と併せて、地域主催の卓球教室などに積極的に参加し、卓球競技の普及・レベル向上にも努めています。



スポーツ振興による 地域活性化への取り組み

当行は、「ぎふ清流ハーフマラソン」、「FC岐阜十六銀行サンクスマッチ」、「十六銀行冠試合 岐阜スーパースホームゲーム」などに協賛し、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでいます。

<岐阜スーパース>

岐阜県初のプロバスケットボールチームとして、2018年3月8日に、正式にB3クラブライセンスが交付されました。当行は、トップスポンサーとして、岐阜スーパースを応援しています。



2019年3月30、31日には十六銀行冠試合を開催し、両日とも、700名を超える多くの方にお越しいただき、会場は大いに盛り上がりました。



<スポーツ振興への取り組み一覧>

●県内のマラソン大会

2018年 4月	高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン(岐阜県・岐阜市)
5月	中津川リレーマラソン(中津川市)
6月	飛騨高山ウルトラマラソン(高山市)
9月	ぎふ清流リレーマラソン(岐阜市)
10月	ぎふ清流都市対抗駅伝競争大会(岐阜県)
11月	いびがわマラソン(揖斐川町)
2019年 1月	みのかも日本昭和村ハーフマラソン(美濃加茂市)
3月	ぎふ鶴飼マラソン・ウォーキング(岐阜市)

●県内スポーツイベント

2018年 6月	FC岐阜十六銀行サンクスマッチ
6月	第18回アジアジュニア陸上競技選手権大会
8月	十六銀行 presents 岐阜スーパース 2018-19プレシーズンマッチ
9月	岐阜レクリエーションフェスティバル
2019年 3月	十六銀行冠試合 岐阜スーパースホームゲーム

公益財団法人十六地域振興財団による地域貢献活動

「クララザールじゅうろく音楽堂」は2018年11月に開館3周年となりました。この3年間で14回の企画コンサートを開催して、地域みなさまに様々な音楽をお届けするとともに、貸しホールも100回を超えるご利用をいただきました。これからも芸術・文化をとおして、地域の皆さまのご期待にお応えしていきます。

<荘村清志ギター・リサイタル>

2019年3月には、岐阜県出身の日本を代表するギタリストである荘村清志氏を招聘し、演奏会を開催しました。荘村氏は今年デビュー50周年を迎えられ、全国ツアーの最初が今回のクララザールでのコンサートとなりました。繊細かつ迫力あるギター演奏にホールは感動に包まれました。



「じゅうろくプロムナードコンサート2018」の開催

2018年12月、地域の皆さまに芸術・文化に触れていただく機会を提供することを目的として、愛知県芸術劇場コンサートホールにて開催いたしました。22回目の開催となる本コンサートは、「じゅうろくプロムナードコンサート2018～(公社)岐阜県交響楽団創立65周年記念公演～」と銘打ち、多数の応募の中から500組1,000名さまをご招待し、岐阜県で活躍するオーケストラ：公益社団法人岐阜県交響楽団と、指揮者：松尾 葉子氏、ピアノ：上原 彩子氏、オルガン：吉田 文氏を迎え、迫力ある演奏をお楽しみいただきました。





環境保全活動

当行は、豊かな自然を次の世代に繋げる活動を継続しており、これからも行政や地域の皆さまと連携して、環境保全に努めてまいります。

～行政との協働による森林づくり～ 「じゅうろくの森“みたけ”」森林資源保全活動

2017年9月、岐阜県および御嵩町と「協働で森林づくり活動に取り組むこと」を目的に「じゅうろくの森“みたけ”」森林づくり協定を締結し、同年11月より森林整備活動を開始しております。

2018年の森林整備活動(11月開催)



●森林づくり協定の概要

協定締結日 2017年9月27日(水)

場 所	御嵩町中切地内他(御嵩町有林)
面 積	6.71ヘクタール
森の名前	じゅうろくの森“みたけ”
協定期間	2017年9月27日～2023年3月31日
活動内容	森林整備(植栽、下刈り、除・間伐など)、遊歩道整備、環境学習(自然観察会等)等

●これまでの取組み

2017年 9月	協定締結
11月	除幕式および活動開始
2018年 5月	記念式典
6～11月	森林整備活動
2019年 2月	山小屋完成

森林づくりには大きく「植樹」と「間伐」の2種類があります。「じゅうろくの森“みたけ”」では、「間伐」により森林の密度を調節し、林内に陽光が差し込むことで残った樹木の成長や根の発達を促進され風雪害に強い森林をつくること、ならびに多様な動植物の生息・育成が可能となる森林づくりを行っています。



環境方針

●基本理念

十六銀行グループは、環境保全への取組みを社会全体で果たすべき責務であると認識し、地域社会に奉仕する良き企業市民の責任として、事業活動を通じて環境問題に誠実に取り組むことで、持続可能な社会の形成に貢献するとともに企業価値の創造につなげます。

●行動指針

- ① 環境関連の法律、規則、協定等を遵守します。
- ② 環境保全への取組みは経営課題のひとつであると認識し、活動の情報開示に努めます。
- ③ 自らの企業活動による環境への影響を正しく捉え、省エネルギー・省資源等の環境負荷の軽減に努めます。
- ④ 環境に配慮した金融商品・サービスの開発・提供を通じ、お客さまの環境保全の取組みを支援します。
- ⑤ 長期的な視野に立ち、幅広く社会と連携・協力し社会貢献活動を推進します。
- ⑥ 役職員一人ひとりの環境意識の向上をはかるため、啓発・教育を行います。

エコ活動啓発ポスターコンクール

当行は、岐阜大学との間で「岐阜大学と十六銀行との環境保全における連携に関する覚書」を締結しており、その連携活動の一環として、「エコ活動啓発ポスター募集」を実施しています。

2018年も環境問題に対する意識の啓発に役立てることを目的に、岐阜大学教育学部附属小・中学校の児童・生徒に「エコ活動啓発ポスター」の募集をしました。多数の応募の中から、中学校部門・小学校高学年部門・小学校低学年部門ごとに厳正な審査を行った結果、金賞3作品、銀賞3作品、銅賞6作品、審査員特別賞3作品を決定し、その表彰式を2018年12月5日に岐阜大学学長室で行いました。

表彰式では、受賞した児童・生徒一人ひとりに岐阜大学の森脇学長より表彰状が、当行の経営管理部部長である後藤より副賞が手渡されました。

本活動は、今回で8回目の実施となり、今後も岐阜大学との連携活動として継続的に取り組み、より一層環境保全を広める活動を進めていきます。



第8回(平成30年度)
エコ活動啓発ポスター入賞作品
(中学校部門)

地域のボランティア活動

当行は、様々なボランティアの清掃活動をしています。

2018年10月～2019年3月においても、岐阜県ならびに愛知県内の様々な地域で開催される清掃活動に積極的に参加し、地域住民の皆さまと協力して心豊かな住みやすい地域社会づくりに取り組んだほか、各営

業部店が主体となり清掃活動をするなど、地域の環境保全に努めています。

今後も地域の皆さまと密に関わり、より多くのお客さまの笑顔を増やしていけるよう、環境保全活動に継続して取り組んでいきます。

<清掃の様子>

- 花フェスタ記念公園内のボランティア清掃
(営業部店4ヶ店主体・総勢50名)



花フェスタ記念公園にて清掃活動をしました。営業部店4ヶ店が主体となり、1997年より継続して続けているこの活動を通じて、地域の皆さまとの密な関係作りを実感しています。

- 飛騨川流域の清掃活動に参加



下呂温泉観光協会関係者・下呂市民の皆さまと協力し、飛騨川流域の清掃活動をしました。地域住民の方々と協力し、下呂市を綺麗にする活動に参加できたことは大変貴重な時間となりました。

グリーンボンドへの投資

環境保全活動への取組みの一環として、本年度にグリーンボンド(社債)への投資を2件(9億円)行いました。

グリーンボンドとは、社債を発行して得る資金を再生可能エネルギー事業などの地球環境への貢献が期待されるプロジェクト(適格グリーンプロジェクト)に限定する普通社債です。

今回投資した資金は、国内外の太陽光発電プロジェクトに充当されており、プロジェクト全体で期待される二酸化炭素排出削減効果の年間総量は約3.7万トン、年間発電総量は約82百万kWhとなります。

(※2018年3月末時点、出力規格に基づく理論値)

今後も、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向け、多様なアプローチを行っていきます。



Regional Co-Creation

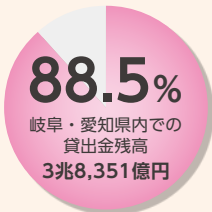
お客さまとともに 地域の元気を創造する

地域の皆さまとのお取引状況

(2019年3月31日現在)

地域の皆さまへの貸出の状況

貸出金残高に占める岐阜・愛知県内での貸出金残高割合88.5%、貸出先数に占める岐阜・愛知県内での貸出先数割合は99.4%です。今後も引き続き、地域経済の発展に貢献できる金融機関を目指します。



岐阜・愛知県内での貸出金残高割合 (岐阜・愛知県内での貸出金残高/貸出金残高) 貸出金残高 4兆3,327億円



岐阜・愛知県内での貸出先数割合 (岐阜・愛知県内での貸出先数/貸出先数) 貸出先数 164,070先

個人に対する貸出の状況



岐阜・愛知県内での個人向け貸出金残高割合 (岐阜・愛知県内での個人向け貸出金残高/個人向け貸出金残高) 個人向け貸出金残高 1兆6,352億円

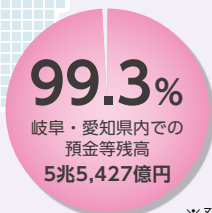


岐阜・愛知県内での個人向け貸出先数割合 (岐阜・愛知県内での個人向け貸出先数/個人向け貸出先数) 個人向け貸出先数 138,277先



地域の皆さまからの お預入れの状況

2019年3月31日時点での預金等残高5兆5,798億円のうち、岐阜・愛知県内での預金等残高は5兆5,427億円で、99.3%を占めています。

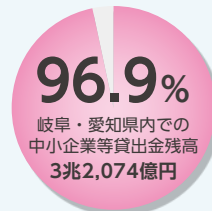


岐阜・愛知県内での預金等残高割合 (岐阜・愛知県内での預金等残高/預金等残高) 預金等残高 5兆5,798億円

※預金等には譲渡性預金を含みます。

中小企業等に対する 貸出の状況

貸出金残高に占める中小企業等への貸出金残高割合は76.3% (3兆3,080億円) です。



岐阜・愛知県内での中小企業等貸出金残高割合 (岐阜・愛知県内での中小企業等貸出金残高/中小企業等貸出金残高) 中小企業等貸出金残高 3兆3,080億円

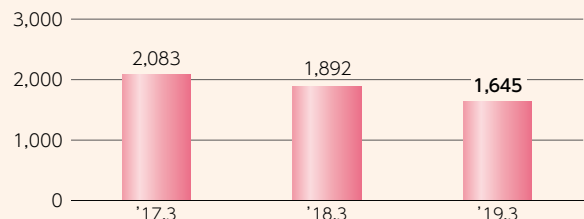


岐阜・愛知県内での中小企業等貸出先数割合 (岐阜・愛知県内での中小企業等貸出先数/中小企業等貸出先数) 中小企業等貸出先数 163,480先

信用保証協会保証債務残高

信用保証協会保証債務残高

(単位:億円)

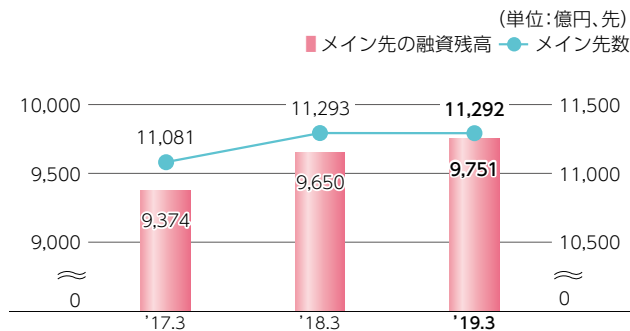


金融仲介機能のベンチマーク

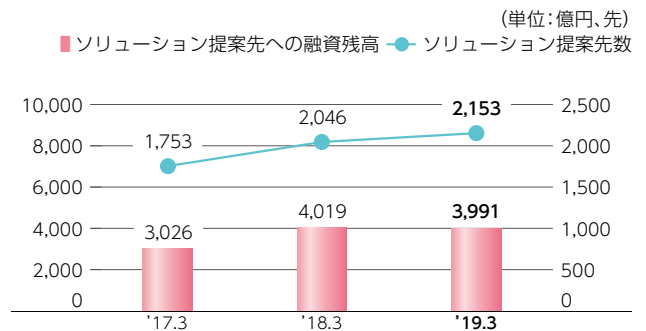
2016年9月に金融庁より「金融仲介機能のベンチマーク」が公表されました。「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関による地域経済への金融仲介機能の発揮状況を評価するための指標です。

当行は地域密着型金融を推進していくうえで、その取組みが有効に機能しているかを「金融仲介機能のベンチマーク」を活用して評価し、より良質な金融仲介機能の提供に努めてまいります。

■ 当行がメインバンクとして取引を行っているメイン先数およびメイン先への融資残高 (先数グループベース)



■ ソリューション提案先数およびソリューション提案先への融資残高 (先数グループベース)



ソリューション提案とは、取引先の売上向上や製品開発等企業価値向上に資する支援、財務的支援、経営計画策定支援、創業支援、販路開拓支援、事業承継支援およびM&A支援を指します。

■ 当行が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況(先数単体ベース)

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
'17.3	4,550先	167先	196先	4,187先
'18.3	4,039先	139先	167先	3,733先
'19.3	3,539先	113先	127先	3,299先

■ 支援内容別創業支援(先数単体ベース)

	創業計画の策定支援	創業期の取引先へのプロパー融資	創業期の取引先への信用保証付き融資	政府系金融機関や創業支援機関の紹介	ベンチャー企業への助成金・融資・投資
'17.3	29先	345先	183先	15先	38先
'18.3	20先	445先	255先	13先	32先
'19.3	98先	364先	236先	2先	30先

■ 地元・地元外別販路開拓支援を行った先数 (先数単体ベース)

	地元	地元外
'17.3	218先	136先
'18.3	176先	157先
'19.3	177先	349先

■ 地域経済活性化支援機構 (REVIC)、中小企業再生支援協議会の利用先数 (先数単体ベース)

	REVIC	中小企業再生支援協議会
'17.3	1先	6先
'18.3	0先	3先
'19.3	0先	3先



コーポレート・ガバナンス

当行は、経営上の組織体制やその仕組みを整備することでコーポレート・ガバナンスの充実に努め、行動・財務両面での健全性向上に努めてまいります。

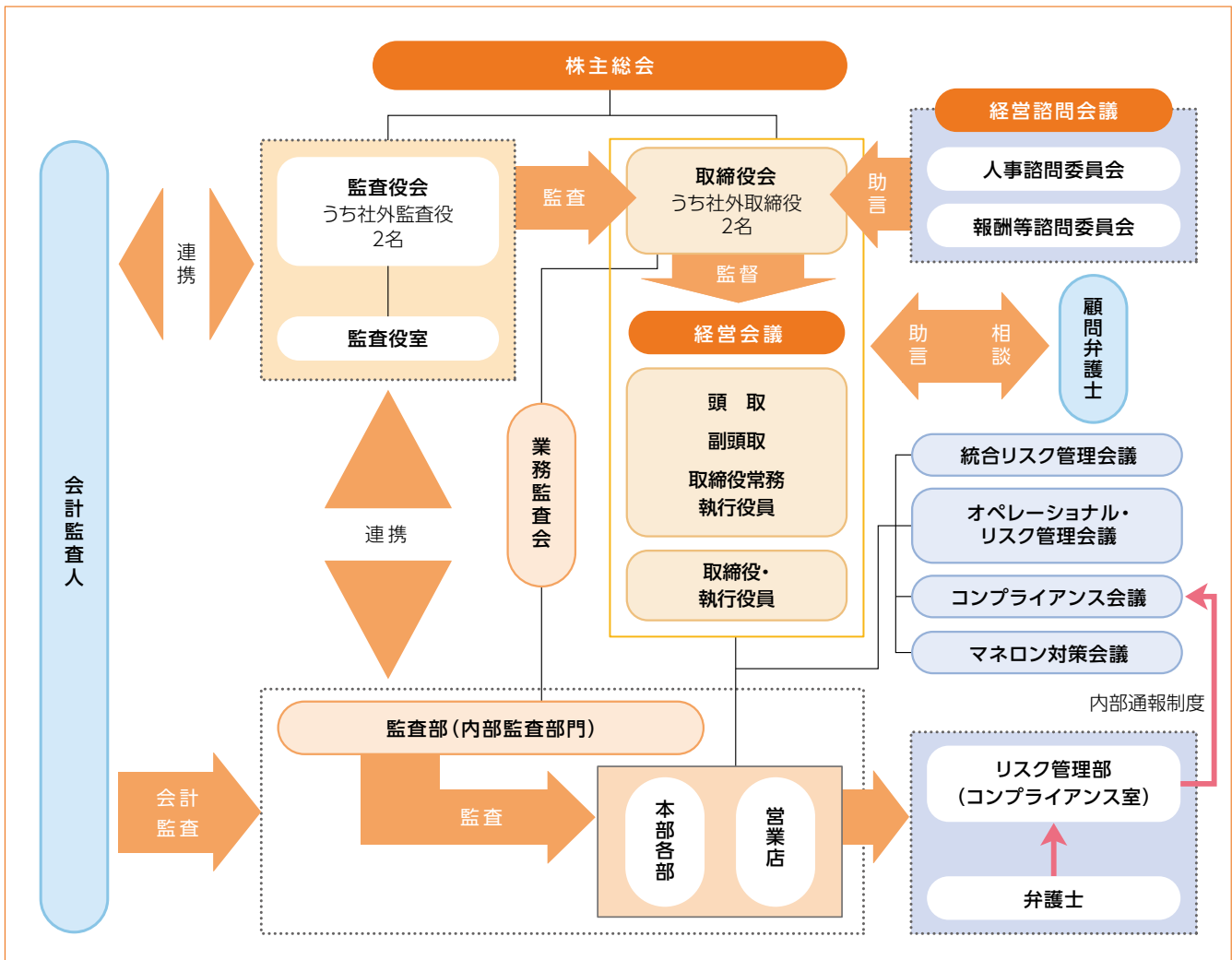
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、あらゆる面での健全性に対する信頼の確保が金融機関経営において欠くことのできない要件であると考えております。このための基礎となるのが、経営上の組織体制やその仕組みであり、これを整備してコーポレート・ガバナンスの充実をはかることは、最も重要な課題のひとつであると位置づけております。

なお、会社法施行に伴い、当行は、2006年5月24

日に開催された取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定して以降、適時適切に見直しをするなど、当行の業務ならびに当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制の整備および継続的な改善に努めております。かかる「基本方針」に則り、コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みを推進してまいります。

●コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況



取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名(2019年6月21日現在)で構成され、原則月1回以上開催し、法令で定められた事項および経営に関する重要事項について協議決定するほか、会社法第363条第2項に基づき、取締役は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役に報告し、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会における意思決定の一層の透明性および公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として、経営諮問会議を設置しております。

当行は執行役員制度を採用し、取締役会が選任する執行役員が責任をもって担当部門の業務執行に当たる体制とすることによって、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定を行うことを可能としております。日常業務運営における重要事項については、取締役頭取、取締役副頭取および取締役常務執行役員で構成される経営会議を設置し、迅速かつ果敢な意思決定を可能とする体制としております。また、業務監査会を設置し、取締役会による業務執行の監督機能を補強することで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化をはかっております。

監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役(4名のうち2名は常勤監査役、2019年6月21日現在)で構成しておりますほか、監査役の業務を補助するため、監査役室を設けており、経営の業務執行に対する客観的な監視・監査機能の確保をはかっております。

監査役会は、原則月1回開催しております。

当行は、監査部において内部監査を実施するとともに、年1回以上、内部管理態勢の整備・運用状況に関する外部からの意見を求めており、その客観的な評価をもとに、内部管理態勢の充実に努めております。また、コンプライアンス態勢をより強化するため、「内部通報制度」を設けており、社外の弁護士を通報先とするなど、本制度の実効性確保に努めております。

リスク管理体制につきましては、「統合リスク管理会議」、「オペレーショナル・リスク管理会議」、「コンプライアンス会議」、「マネロン対策会議」を設置のうえ、定例的かつ必要に応じ随時会議を開催し、業務運営状況の適切性をレビューするとともに、不測の事態が発生することのないようリスク管理に努めております。統合リスク管理会議およびコンプライアンス会議を原則3ヶ月に1回、マネロン対策会議を毎月1回、また、オペレーショナル・リスク管理会議を半期に1回以上開催することとしております。加えて、6名の弁護士と顧問契約を結び、法律に関する相談のほか、必要に応じ各種のリーガルチェックを受けております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼し(2019年6月末現在)、適切な情報開示に基づく正確な監査を受けております。

今後につきましても、一層コーポレート・ガバナンスの充実に努め、行動・財務両面での健全性向上に努めてまいります。

内部統制システム構築に関する基本方針

当行では、以下に記載する基本方針に基づき、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

1. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、「基本方針」において、「金融機関としての公共的使命を遂行することによって地域社会に奉仕すること」、「広い視野に立ち、つねに合理性を貫き堅実な経営により発展をはかること」を定めている。
- (2) 当行の取締役および執行役員は、これを履行および実践するため、「倫理規程」、「コンプライアンス方針」をはじめとする各種の規程を定め、これらの

規程に則って経営にあたることにより、法令および「定款」を遵守する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための態勢を整備する。

- (3) 当行子会社は、各社の事業内容、規模等に応じて定める「基本方針」および「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」を定め、法令等を遵守し、社会規範を尊重して行動する。



2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

業務の執行状況の効率的な検証を確保するため、職務の執行に係る情報および文書(含、電磁的記録)の取扱いに関する規程を定め、実施および管理するとともに、必要に応じて、かかる規程の遵守状況を検証し、見直しを行う。

また、取締役および監査役が、必要な時にこれらの情報および文書等を閲覧することができる体制を確保する。

3. 当行および当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行は、リスク管理を経営の健全性および安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、「統合的リスク管理規程」をはじめとする各種リスクに関する規程を定め、当行および当行子会社にかかるリスクを網羅的および統括的に管理する。これらの規程に従って、適切にリスクの計測および評価ならびにリスク管理態勢の改善を行う。主要なリスクについては、定期的に第三者による外部評価を取得し、不断にその改善をはかる。
- (2) 当行は、リスクを統括する部署を定めるとともに、リスクごとに主管する部署を明確化し、リスク管理の実効性を確保する。また、頭取を議長とする統合リスク管理会議およびマネロン対策会議ならびにリスク統括部署の担当取締役を議長とするオペレーショナル・リスク管理会議等の組織体制を整備し、リスクの状況およびその管理状況については、定期的にまたは必要に応じて随時、取締役会に報告または付議する。
- (3) 当行において管理すべきリスクは次のとおりとし、新たに認識したリスクについては、取締役会においてすみやかに対応する部署を定める。
①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスク、④オペレーショナル・リスク、⑤マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与リスク、⑥その他経営に重大な影響を与えるリスク
- (4) 当行子会社は、リスク管理会議を設置のうえ、リスクを適正かつ統合的に管理するものとし、リスク管理上問題がある事案を当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社のリスク管理状況等を把握すべく監査を実施する。

4. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当行の職務の執行は、「基本方針」および「行動指針」を機軸とし、経営計画およびこれに基づく半期ごとの経営方針等を策定して行う。
- (2) これらの計画等の進捗状況は、適時に取締役会に報告し、必要に応じて所要の対応を行う。
- (3) 当行において取締役会に付議すべき事項については、「取締役会規程」等により明確化するとともに、十分な検討を確保するため、重要事項については、必要に応じて、役付取締役等で構成する経営会議の協議を経るものとする。また、「業務決裁権限規程」等において、業務の重要性等に応じて下位者に対する適切な権限委譲を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかることとする。
- (4) 当行は、当行子会社との連携を強化し、情報共有を促進するなかで、諸問題の効率的な解決をはかるため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。

- (5) 当行は、トップマネジメント、組織およびリスク管理等に関する規程を定め、当行子会社にこれらに準拠した態勢を効率的に構築させるため、必要な情報提供を行う。

5. 当行および当行子会社の使用人の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、法令等遵守を業務の最重要事項の一つに位置づけ、「倫理規程」および「コンプライアンス方針」等の規程を定めるとともに、統括管理する部署を設ける。また、頭取を議長とするコンプライアンス会議を組織し、コンプライアンスに係る諸問題への対応にあたる。
- (2) 当行子会社は、コンプライアンス会議を設置のうえ、社内コンプライアンス態勢を適切に管理および運営するものとし、コンプライアンス違反事案については当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社の法令等遵守態勢等につき監査を実施する。
- (3) 当行および当行子会社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制および社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見および未然防止に努める。

6. 当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行を中核とする企業集団における適正な業務運営を確保するため、当行子会社との間で内部監査契約を締結し、当行の内部監査部門が業務監査を行う。当行役職員を当行子会社の役員に就任させるなど当行子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を監督する。
- (2) 当行と当行子会社との間における不適切な取引等を防止するため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。
- (3) 当行子会社との取引等に当たっては、取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないか検証する。
- (4) 内部通報制度を当行および当行子会社全体での制度とし、当行子会社の職員等からの通報および相談も可能とする体制とする。
- (5) 当行を中核とする企業集団における財務報告の信頼性を確保するための態勢を整備する。

7. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- (1) 当行は、当行子会社に役員を派遣し、当行子会社の取締役会において、職務の執行の状況に係る報告を受ける。
- (2) 当行は、当行が定める「グループ会社管理規程」に基づき、当行子会社の業務内容を的確に把握するため、定期的または必要に応じて随時、協議または報告を求める。
- (3) 当行子会社の統括部署および主管部署は、当行子会社の状況を適時適切に把握し、重要と認める事項については、すみやかに当行経営陣に報告するとともに、所要の対応を行う。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設け、適切な人員1名以上を専任の使用人として配置する。当該業務にあたる者の職位、資質、陣容については、監査役会の意見を聴取して決定する。

9. 上記使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動および考課等については、監査役会の同意を必要とする。また、当該使用人は、専ら監査役の指揮命

令に従う。

10. 当行および当行子会社の役職員が当行の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制

当行および当行子会社の役職員ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役会および各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。この報告および情報提供に係る主なものは次のとおりとする。

- ① 当行の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ② 当行子会社の活動状況
- ③ 当行および当行子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ④ 当行の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ⑤ 業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
- ⑥ 重大な法令違反等
- ⑦ 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑧ 稟議書等ならびに主要な会議および委員会等の議事録の回付
- ⑨ その他監査役が必要と認めた事項

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行および当行子会社は、前項の報告者に対して、報告等を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止するとともに報告者に対して不利な取扱いが行われないよう適切に対応する。

12. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当行は、監査役が職務の執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定例的会合を持ち、経営上の諸問題や監査役監査の環境整備の状況等について意見交換を行い、監査の実効性が確保できるよう協力する。